

令和元年 第16回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和元年8月27日(火)  
開会 午後1時30分 閉会 午後2時20分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 小石原 敦  
教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治  
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長 引野雅文  
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 書 記 教育総務課主幹 溝口容子

6 議 事

- (1) 議案第76号 令和2年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について  
(2) 議案第77号 令和2年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について  
(3) 議案第78号 京丹後市公民館条例及び京丹後市立資料館条例の一部改正について

7 そ の 他

<教育総務課>

10月管内視察の調整について

- 8 会 議 録 別添のとおり(全15頁)

9 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和元年10月3日

教 育 長 吉 岡 喜 代 和

署 名 委 員 安 達 京 子

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和

〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子

〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 小石原 敦

教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治

子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課課長 引野雅文

文化財保護課長 新谷勝行

〔書 記〕 教育総務課主幹 溝口容子

<吉岡教育長>

皆さんこんにちは。ただ今から「令和元年第16回京丹後市教育委員会臨時会」を開会致します。

今月は何度も会議に集まっていたいて、ありがとうございます。

教科用図書の採択につきましては、委員の皆さんにも数回の会議をお世話になっており、丹後教科用図書採択地区協議会に出席いただいていたのですが、選定結果の通知がありましたので、本日は、「令和2年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」をはじめ、2議案と、追加議案の1議案の審議を予定しています。どうぞよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

本日の会議録署名委員の指名を致します。

安達委員を指名しますのでお願い致します。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

<吉岡教育長>

はじめに、議案第76号及び議案第77号の2議案については、いずれも教科用図書の採択についての議案であります。一括議題としたいと思いますがご異議ございま

せんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

ご異議なしと認めます。よって議案第76号「令和2年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」及び議案第77号「令和2年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について」の2議案を一括議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第76号「令和2年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」と、議案第77号「令和2年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について」は、関連していますので一括して説明をさせていただきます。

最初に、議案第76号「令和2年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」説明をさせていただきます。

令和2年度使用教科書の採択事務については、別紙「資料1」のとおり、平成31年4月9日付け1教学第494号通知にて、令和2年度においては、すべての教科書について新たに採択を行うこと。とされており小学校については、令和2年度から新しい学習指導要領が実施されることになっています。京丹後市教育委員会事務委任規則第2条に、「教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。」と示され、その中に、「教科用図書の採択に関すること」があります。令和2年度使用小学校教科用図書の採択にあたり、教育委員会の議決を必要とするものです。

平成31年4月17日に平成31年度の第1回の丹後教科用図書採択地区協議会を開催し、小学校教科用図書の採択に向けて取組みを進め、5人の調査員による調査結果の報告を7月24日・26日の第2・3回目の採択地区協議会で受け、8月6日の採択協議会で選定を行い、別紙「資料3」のとおり、令和元年8月9日元丹教協第7号「令和2年度丹後地区使用小学校及び中学校教科用図書の選定について（通知）」にて、選定結果の報告を受けています。選定理由は、学習指導要領の趣旨を踏まえ、令和元年5月14日付け元教学第818号「平成32年度使用義務教育諸学校及び特別

支援学校（小・中学部）並びに特別支援学級の教科用図書の採択基準及び基本観点について（通知）」、令和元年5月14日付け元教学第819号「選定に必要な資料について（中学校）（通知）」、令和元年7月2日付け元教学第1121号「令和2年度使用小学校教科用図書選定資料について（通知）」、当協議会調査員が実施した調査研究結果等を総合的に勘案し、協議して1種選定したものである。とのことです。

まず、選定された教科用図書の発行者ですが、別紙をご覧ください。令和元年度までのものと、令和2年度のものを示しています。令和2年度から教科用図書として選定された出版社のみを紹介させていただきます。

国語 光村 変わりありません。

書写 光村 変わりありません。

社会 東書 変わりありません。

地図 帝国 変わりありません。

算数 啓林館 変わりありません。

理科 啓林館 変わりありません。

生活 啓林館 変わりありません。

音楽 教芸 変わりありません。

図画工作 日文から開隆堂へ変わりました。

家庭 開隆堂 変わりありません。

保健体育 東書 変わりありません。

外国語（英語） 東書になりました。

特別の教科 道徳 東書 変わりありません。

なお、詳細は、のちほど学校教育課長より説明させていただきます。

教科用図書の採択時期は、無償措置法施行令第14条に使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされているため、この8月の臨時会でご審議いただくものです。

次に、議案第77号「令和2年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について」説明をさせていただきます。

令和2年度使用教科書の採択事務については、別紙「資料1」のとおり、平成31年4月9日付け1教学第494号通知にて、令和2年度使用教科書の採択については、「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこと。平成30年度検定において新たに合格した教科書がなかったため、基本的には、前回の平成26年度検定合格図書等の中から、採択を行うこととなるとされています。小学校用教科用図書の採択とあわせて、慎重審議をした結果、中学校用教科用図書の採択についても、別紙「資料3」のとおり、令和元年8月9日元丹教協第7号「令和2年度丹後地区使用小学校及び中学校教科用図書の選定について（通知）」にて、選定結果の報告を受け

ています。

まず、選定された教科用図書の発行社ですが、別紙をご覧ください。小学校と同じように、令和元年度までのものと、令和2年度のものを示しています。中学校につきましては、令和元年度と同じ教科用図書が2年度も選定されました。今回新たに採択された教科用図書につきましては、中学校の新学習指導要領が令和3年度に変わることから、令和2年度まで使用することになります。

こちらにつきましても、教科用図書の採択時期が、無償措置法施行令第14条に使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされているため、小学校用教科書と同様にこの8月の臨時会でご審議いただくものです。

令和2年度使用教科書の採択について、小中学校2議案を説明させていただきました。

学校教育課長の方から詳細の説明をさせていただきます。

<松本学校教育課長>

それでは、私から、丹後教科用図書採択地区協議会で選定された、令和2年度からの新学習指導要領に基づく小学校教科用図書の主な選定理由について補足説明をさせていただきます。

選定理由は、教科用図書ごとに何点かありますが、代表的なものをご紹介します。

また、先ほど教育次長からもありましたが、現行の学習指導要領に基づく中学校の道徳以外の教科用図書につきましては、丹後教科用図書採択地区協議会において、本年度と同じ図書が令和2年度も選定されています。

平成30年度検定において新たに合格した教科書がなかったため、平成26年度検定合格図書等による平成27年度の調査研究内容をもとに、丹後教科用図書採択地区協議会で選定されたものです。したがって、選定理由につきましては、小学校のみご紹介させていただきますので、ご了解をいただきたいと思います。

なお、中学校の新学習指導要領は令和3年度から実施されますので、令和2年度は、新学習指導要領に基づく中学校の教科用図書の採択を行うというスケジュールになるかと思えます。したがって、今回採択する中学校の教科用図書は、来年度のみ使用になるということで、ご了解いただきたいと思います。

それでは、小学校の教科用図書について、主な選定理由をご紹介します。

国語 光村図書

理由：学習の進め方のページが分かりやすく、学び方がよく分かり理解しやすい。  
また「言葉の力」について紙面が多く、系統的に取り扱ってある。

書写 光村図書

理由：フェルトペンの取り扱いについての記載があるとともに、国語と同じ発行者の教科書を使うことの利点もある。

社会 東京書籍

理由：多面的に記載されており、バランスが良い。また、5・6年生の教科書が2冊構成になっており学びやすく、児童が主体的・対話的に学習できる配慮がされている。

地図 帝国書院

理由：地図本来の役割や特性が捉えられており、色調がはっきりしていて見やすく、領土・領空についても分かりやすい。

算数 啓林館

理由：QRコードが利用しやすくなっており、活用問題も多く充実している。また、つまづきが多い問題に星印を付けるなどの配慮がされている。

理科 啓林館

理由：見やすい色使いがされていることに加えて、QRコードが充実している。

生活 啓林館

理由：スタートブック・ステップブックなど、接続を意識した工夫が充実している。

音楽 教育芸術社

理由：取り組みやすい工夫や、図で示して分かりやすくする工夫、ガイド表示等により見やすくする工夫などがされている。

図画・工作 開隆堂出版

理由：QRコードが充実し、分かりやすく説明されており、構成がはっきりしていて分かりやすい。

家庭 開隆堂出版

理由：見やすく、分かりやすい構成になっており、地域の食事などについても詳しく取り扱われている。また、中学校へのつながりが丁寧にされている。

保健体育 東京書籍

理由：写真やイラストがダイナミックに配置されており見やすく、ステップが組んであるため分かりやすい。

外国語（英語） 東京書籍

理由：スモールトークやワールドリンクの記載があり、子どもたちが興味を持ちやすくなっている。また、QRコードが充実しており発音練習もできることや、「話す」「聞く」のイメージがしやすい。

特別の教科 道徳 東京書籍

理由：子どもたちにとって入りやすく、導き方も分かりやすい。また、身近で親しみやすい教材が多く、結末をしっかりと考えさせる教材であることや、多様性のある考え方ができる内容になっている。

以上が、小学校の教科用図書の主な選定理由となります。

私からは、以上でございます。

<吉岡教育長>

中学校の教科用図書は、元年度と同じですが、念のために会社名を全部言っていただきますでしょうか。

<横島教育次長>

それでは、令和2年度使用の、中学校の教科用図書の出版社を確認させていただきます。

国語 光村

書写 光村

社会の地理 東書、歴史 東書、公民 東書

地図 帝国

数学 大日本

理科 啓林館

音楽の一般 教芸、器楽 教芸

美術 光村  
保健体育 東書  
技術 東書  
家庭 教図  
外国語（英語） 東書  
特別の教科 道徳 あかつき  
ということで、元年度と同じ出版社です。

<吉岡教育長>

議案第76号及び議案第77号の2議案を説明させていただきました。

まず、議案第76号「令和2年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願い致します。

<野木委員>

教科を絞って私見を述べても良いですか。

<吉岡教育長>

どの教科でも良いですので、意見を言っていただいたら構いません。

<野木委員>

分かりました。

<久下委員>

説明にもありましたけれども、国語の光村ですが、児童の学習への働きかけの言葉が大変分かりやすいですし、学習の進め方のページが大変分かりやすく、子どもたちが学んでいくのにはとても良いのではないかと感じました。

また、文字も、教科書体というのはとても見やすく読みやすいと感じましたし、その他いろいろと、先ほどのことも含めて良いなと感じました。



<野木委員>

社会科ですが、先ほどの説明にありましたように、最終的にはバランスの良さで東書が良いなと感じましたが、いろいろ比べていくとそれぞれの会社の違いがよく分かってきて、私は日文がすごく印象に残っています。

第二次大戦後の教えをどういうふうに展開しているのかということが非常に気になっていまして、この日文では、戦後の日本の歩みをどの教科書でも詳しく教えているなという感じがして、領土の問題とかも的確に紙面を割いて教えようとしている。その部分ですごく共感が持てたのですが、その部分だけではないということも分かってきましたので、教科書全体のバランスで東書の方を支持させていただいたという経緯がございました。以上です。

<安達委員>

外国語です。新しく教科として入ってくる英語なので、やはり子どもが楽しんで学習ができるということが大事ではないかということで、コミュニケーション活動に重点を置いているという面で東書が良いと思いました。

流れとして、音に出会って会話に慣れてコミュニケーションを楽しんで世界を広げるといふ、そういう単元の流れになっていまして、とても子どもが興味を持って取り組みやすいなと感じたのと、QRコードで実際に発音や歌を聞きながら勉強ができるというのは、とてもプラスになるのではないかと感じました。

図画工作に関してですが、今まで日文ということで、たくさんのもが表示されていて見やすく、参考になる資料もたくさんあったのですが、危険な道具を使うことに関して、その説明が動画で示してあるということがより分かりやすく、QRコードが有効に活用されているのではないかとということで、開隆堂が良いなと思いました。以上です。

<田村委員>

まず社会です。先ほど学校教育課長からもありましたが、分厚くなりがちな高学年のものを、2冊に分けている。特に東書の方は、6年生に関して歴史編、政治国際編というように、上下ではなく分野で分けているところが、子どもにとって学びやすいかなと感じました。どの教科書も、同い年ぐらいのキャラクターが出てきて、話し合ったりするというような進め方をしています。先ほど皆さんもおっしゃっていましたが、子どもたちが出てくるバランスが一番良く、あまりにも説明的になったり、あまりにも子どもがこういうことに興味を持ちましたということが先行しないような形で出ているので、バランスが良いなと感じました。

続いて地図です。県境の色味ですとか、全体の色調とか、等高線の色配分なんか、非常に見やすので、帝国が良いなと私は感じました。教科としては以上です。

教科をまたいでなのですが、今回の教科書採択に関して、たくさんの教科でQRコードというのがキーワードのようなことになっています。これは、もちろんデジタル教材へのアクセスということで授業を進めていくのですけども、まだまだ未知数だと思いますので、そのところをどういうふうに持っていくのかということに注目していきたいと思いますし、もちろんデジタル教材でとても分かりやすい授業ができるのでしょけれども、特に理科なんかは、目の前で実験をして見せるということも大切なので、あまりにも軸足をここに置きすぎないようにと、ちょっと危惧もしています。以上です。

#### <久下委員>

音楽ですけれども、主な旋律とかリズムが、視覚的にも分かるように、例えば「ソラ」の「ラ」は上に行くとか、ぱっと見ただけでも分かるような取り扱いがしてあったり、鑑賞でも曲の盛り上がりや線を表したりとか、子どもたちが意識してそのことに関わりやすいような工夫がしてあったり、鍵盤ハーモニカもとても分かりやすい表示になっていたのも、やっぱり教芸さんが良いなと感じました。

#### <野木委員>

道徳ですが、私はかねてからあかつきをすごく評価してしまっていて、まず教科書もあかつきから読ませていただきました。1つのテーマとして「ふろしき」というテーマがあったのですが、それをあかつきでは3年生で教え、東書では4年生で教えている。それ自体は別に判断材料ではないのですが、そういう中であかつきの内容の濃さというのは感じていたのですが、1つ、5年生の中で、「権利と義務」というテーマがありました。その中であかつきは、法やきまりに照らし合わせて子どもたちに学ばそうとしている。東書の方は、子どもたちの日常の生活の中で、その権利とか義務を学ばせようとしていた。そういうことを比べた時に、全体的に導き方が分かりやすいと言うか、やさしくと言うか、多様な考えを日常の生活の中で導き出させやすいかなと、その部分で私は東書の方の賛成にまわったのですが、あかつきも非常に捨てがたいなという気持ちが今でもあります。

#### <久下委員>

算数ですけれども、以前から啓林館を使っているということがあって、その視点が

あるのかも知れませんが、子どもへの学習の導き方が、多すぎず、少なすぎず、適度に子どもたちが思考を進めていくのに手助けとなるような、そういう働きかけがしてあると感じました。

<安達委員>

家庭科の開隆堂についてです。実技の手順が、左から右に流れていって非常に見やすいなと感じたのと、それぞれのページの下の方に「ひとロメモ」というのが付いているのですが、なかなか知らないことや、昔から伝わっているのだけど途中で途絶えたものとか、すぐに役に立つものなどの「ひとロメモ」が、必ず書いてあることがとても良いと思いました。

それから、裏表紙には食材の切り方が載っていて、さっと見たら分かるというところで、調理をする時にも利用ができるし良いなと思いました。使いやすい教科書だと思いました。

<吉岡教育長>

私も算数だけ言わせてもらいます。啓林館ですが、現在も使用していますし、数学的な見方が記載されている場面が多く、吹き出し等の工夫がされているなと思いました。学習がしやすいようにされ、自主的な学習の際にも参考になると思います。

QRコードがまとめのページ等に記載され、利用しやすい形になっています。

また、活用問題の記載も多く、問題解決を数多く経験できて、知識・技能の獲得に広がりやすいというふうに思いました。以上です。

<吉岡教育長>

その他、ご意見ありませんか。

次に、議案第77号「令和2年度使用京丹後市立中学校教科用図書採択について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それでは順次お諮りを致します。

議案第76号「令和2年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

それでは、次に議案第77号「令和2年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

続きまして、追加議案を1件準備しています。

議案第78号「京丹後市公民館条例及び京丹後市立資料館条例の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第78号「京丹後市公民館条例及び京丹後市立資料館条例の一部改正について」

説明をさせていただきます。

地方公務員の臨時・非常勤職員については、多様化する行政需要に対応するため、教育、子育て等、様々な分野において活用されており、地方行政の重要な担い手となっている現状があります。

このような中、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することが求められており、このことを受け、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日から施行されることになりました。この法改正を受け、関係条例において法改正の趣旨を踏まえた所要の改正を行うものです。

本日、「会計年度任用職員制度の創設について」という資料をお配りしています。

今までは、臨時・非常勤職員という、曖昧な形での任用が続いていたことを、厳格にして、新たに「会計年度任用職員制度」というものをつくって、そちらに移行しようというものです。

この制度は、臨時・非常勤職員の従事している職を、職員をつけるべき業務に従事する職であるかどうか、従事する業務の質とフルタイム勤務とすべき業務の量がある職かどうかを検討し、厳格に、臨時・非常勤職員と新たに創設した会計年度任用職員かに分けるもので、このことによって、教育委員会事務局関係の職員では、事務補助職員、学校の講師、保育所保育士、給食調理員、図書館職員、外国語指導助手（ALT）、スクールカウンセラー、公民館長、資料館長等が特別職非常勤としては任用できなくなります。そこで、条例制定されている公民館長、資料館長については、制度に対応できるように条例改正を行うものであり、それ以外の職員についても今後規則等を改正して適用していく予定をしています。

具体的な改正箇所の説明をさせていただきます。新旧対照表をご覧ください。

まず公民館条例です。第5条職員として規定しているところの第3項と第4項を削除します。続いて、第14条の2項と、第16条、1枚めくっていただいて第18条の文言を、この改正に合わせて修正するものです。

次のページは、京丹後市立資料館条例の新旧対照表です。第3条の職員のとこととで、現状では「及び嘱託員」という表現をしているところを、実態に合わせて「その他必要な職員」と改正することと、2の「非常勤特別職とし、任期は2年とする」と謳っているところを「非常勤とすることができる」と改正する予定にしています。

どちらの条例につきましても、附則で、令和2年4月1日から施行するという予定としています。なお、承認をいただければ9月議会に上程することとしています。

以上、よろしくご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第78号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈久下委員〉

先ほど、具体的な職種について言われましたが、もう一度聞かせてください。

〈横島教育次長〉

関係する教育委員会部局の職員は、学校に入っている事務補助職員、学校の講師、保育所の保育士、給食調理員、図書館職員、外国語指導助手、スクールカウンセラー、公民館長、資料館長などが具体的には、任用できなくなりますという連絡が来ています。

〈野木委員〉

3ページの第3条の2項で、現行は「非常勤特別職とし、任期は2年とする」ということが削除されていますが、なぜ2年という任期がなくなったのですか。

〈横島教育次長〉

仮に会計年度任用職員に移行していくと、会計年度なので、1年度が最大になるので、2年というのはありませんということ、2年間という期間が引かかかってきます。あえて書き上げるのであれば、1年度以下とか半年とか、必要な時期によつての量はありますが、最長でも1年で、また人事評価をして翌年度はまた1年という、会計年度任用職員の制度自体がそういうふうになっています。

〈久下委員〉

それで、そこに関わってくるのはこの2つの職だということですね。

〈横島教育次長〉

条例で規定されているのが、資料館長と公民館長。それ以外は、規則とか要綱とか違うものですので、また後日会議にかけさせていただいて、適宜改正ということで、条例が他の部署ともリンクしていますので、その2本だけ先に教育委員会にかけさせていただいたということです。

<田村委員>

改正のそもそもの問題点で、多様化する行政需要に対応するためとあるのですが、もう少し噛み砕いて言うと、何が問題で今回の改正になっているのでしょうか。

<横島教育次長>

本来なら、職員が産休とか育休で、そもそもある業務に代わって臨時職員を置くとか、あと、専門性とか調査とか特殊な理由があった時に、特別職や非常勤職員とかを置くというのが、もともとの地方自治法なりそういった定義があるのですが、ついついどこの自治体も人が少なくて忙しいということで、臨時職員を入れるという状態が、全国で多発しているのです。一度きちっと整理をして、職員で補うべきは職員を雇いなさい。職員を雇うほどの業務の質や量がないものは、今回、会計年度任用職員という1年以下の任期の職員を創設するので、その人をもってその業務はしていただいて、継続的に必ず要る仕事というのは、本来は職員を付けるべきでしょうという、そういう整理を厳格に行ったというのが、この創設の意図になります。ですから、簡単に、ちょっと忙しいから臨時職員を入れるという今までの考え方では困りますという、国ベースの大きい流れの中で、全国の自治体で、来年の4月からこの制度が導入されるので、どこもこういう検討を行っているというふうに考えています。

<安達委員>

そのことで、働いている人にとって給料面で良くなるとか、待遇が良くなるとか、そうことは関係するのでしょうか。

<横島教育次長>

今日追加配布した資料の裏面の方を見ていただきたいのですが、現在の臨時職員の現状が、項目の次を書いてあります。その横の方に、会計年度任用職員のフルタイムの場合とパートタイムの場合が書いてあります。現在では、日額であったり、時間給であったりするのですが、今回この制度を導入することによって、期末手当等の支給も行うということになりますので、現在働いておられる方は、現在の処遇よりは良くなるという形で、働いている方にとっても不利ではない、逆に労働者の権利を守るという方向で、職員に準じてそれを適用していくと。細かなところは、ここに書いてあるように、フルタイムとパートタイムで微妙に違ったりする部分はあるのですが、少なくとも今より待遇は良くなるというふうに考えています。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第78号「京丹後市公民館条例及び京丹後市立資料館条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

以上で本日の議事はすべて終了させていただきました。

続いて3のその他ということで、何かありましたらお願いしたいと思います。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

ないようでしたら、以上で第16回京丹後市教育委員会臨時会を閉会致します。ご苦勞様でした。

<閉会 午後2時20分>

[ 9月定例会 令和元年9月3日(火) 午後1時30分から ]